

議会運営委員会

日 時 令和2年6月1日（月）午前10時～
場 所 全員協議会室

1 令和2年亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 6月1日（月） 告示第 号
- (2) 開 会 6月8日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概要 （別添）

3 6月議会日程について【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 6月 8日（月）正午
 - 一般質問順序 ①緑風会 ②共産党 ③公明党 ④新清流会
- (2) 請願書等提出期限 6月 8日（月）午後5時
- (3) 質疑通告期限 6月16日（火）本会議終了時
- (4) 意見書等提出期限 6月23日（火）委員会終了時
- (5) 討論通告期限 6月25日（木）午後4時

※6月議会では、市民憲章唱和を実施しないことを決定済み（5/26議運）

4 開会日（6月8日）の議事について

- (1) 議事日程

諸報告

第1 会議録署名議員指名（木曾議員、平本議員）

第2 会期決定

第3 報告第1号から報告第7号及び第1号議案から第4号議案
（提案理由説明）

【裏面につづく】

(2) 諸報告

○予算に関する報告（4件）

○理事者出席要求

(3) 会期

○令和2年6月8日～令和3年3月26日（292日間）

※6月議会の期間 6月8日～6月26日（19日間）

5 陳情・要望について

(1) 「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定及び確実な施行に関する要望【別紙No.2】

(2) 安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情【別紙No.3】

6 一般質問について

(1) 通告書について

○記入注意事項【別紙No.4】

(2) 質問時間 答弁を含め1人45分

(3) 会派内質問順序 6月5日（金）までに事務局へ連絡

7 一般質問時の議席の取り扱いについて（案）

(1) 議席の指定は行わないが、新型コロナウイルス対策のため、特例的に傍聴席の一部を議席と認め出席扱いとする（「広義の議場」に入場）【別紙No.5】

(2) 傍聴席での発言は行わないことを申し合わせ

※発言がある場合は、議席への着席を可とする（議員の発言の担保）

(3) インターネット中継ではテロップ対応を実施（ライブ、録画）

(4) 傍聴席における議員席の確保（張り紙）

8 認定農業者等が過半数を占める事を要しない場合の同意議案について

(1) 農業委員会委員の任命議案に係り提案予定（6 / 26）【別紙No.6】

○過半数を占めることを要しないことに関して「同意」を求めるもの
(前回の例) 人事議案に付随するものであり ⇒ 委員会付託省略

9 審議会委員の推薦について（依頼）

(1) 亀岡市都市計画審議会委員

○依頼人数 5名

○任期 令和2年9月5日～2年間

○現委員 小川議員、田中議員、赤坂議員、藤本議員、菱田議員

※産業建設常任委員

10 9月議会の決算審査（案）について

(1) 決算特別委員（22人）※議長、監査委員除く

(2) 審査方法（分科会方式、事務事業評価）

(3) 審査日程（5日間）

(4) 特別委員会設置 6月26日

11 議会基本条例の検証について【別紙No.7】

12 その他

(1) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、秘書広報課）

(2) エコ・オフィス推進期間（5月1日～10月31日まで）

(3) 次回の議会運営委員会 6月16日（火）本会議終了後

※正・副議長、議運正・副委員長の事前調整 6月15日（月）14：00～

令和2年6月議会日程表（案）

議会期間19日間

日	曜日	会 議 等	備 考
5/29	金	10:00 ～ 正・副議長議案調整（市長出席） 11:00 ～ 議運事前調整	議案概要
30	土		
31	日		
6/1	月	【招集告示】 10:00 ～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 会派会議、広聴部会、広報広聴会議、広報部会	議案概要、議案
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月	10:00 ～ 【開会、諸報告、署名議員、会期決定、提案理由】 <12:00>一般質問通告期限 <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査、出席要求、提案理由
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月	13:00 ～ 正・副議長議案調整（市長出席） 14:00 ～ 議運事前調整	追加議案の概要
16	火	【一般質問】 （本会議終了後） 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 <本会議終了時 質疑通告期限>	議事日程 追加議案の概要、追加議案
17	水	【一般質問】	議事日程
18	木	【一般質問、追加提案、付託】	議事日程、提案理由、付託表、 （請願文書表）
19	金	10:00 ～ 総務文教常任委員会	
20	土		
21	日		
22	月	10:00 ～ 環境厚生常任委員会	
23	火	10:00 ～ 産業建設常任委員会 <委員会終了時 意見書等提出期限>	
24	水	委員会（予備日）	
25	木	10:00 ～ 正・副議長議案調整（市長出席）<人事議案> 13:00 ～ 議運事前調整 14:00 ～ 幹事会・議会運営委員会 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案、意見書案
26	金	10:00 ～ 各常任委員会（委員長報告） 議運事前調整 議会運営委員会（幹事会） 会派会議 （午後） 【委員長報告、討論、採決、人事議案、休会】	意見書案、審査報告、決算特別名簿 議事日程、議員表彰

写

令和2年3月5日受理
(持参)

別紙 No.2

要 望 書

(「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定
及び確実な施行に関する要望)

2020年(令和2年)3月5日

「環境先進都市・亀岡の実現をめざすネットワーク」

要 望 書

■ 保津川のごみ問題と「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」

2018年12月に亀岡市長ならびに亀岡市議会議長により発表された「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」は、国内初となるプラスチック製レジ袋禁止条例の制定をめざすことを掲げ、国内外から大きな注目を集めています。しかしながら保津川には依然として大量のプラスチックごみが流れ着いており、その発生抑制に向けた抜本的な対策が求められています。

こうしたごみの多くはレジ袋や飲料用ペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチック製品が多くを占めており、保津川の生態系、また観光産業への影響は非常に深刻なものとなっています。こうしたごみは、やがては海へと流れ出し、海洋プラスチック汚染も引き起こしています。

■ 急がれる対策（抜本的問題解決に向けて）

海や川のプラスチック汚染の解決には、国を挙げた取り組みが欠かせないことはいうまでもありませんが、国レベルでの法制度の整備には多くの時間を要するのも事実です。多くの国がそうであるように、国レベルでの制度整備は地方の先進的な取り組みの積み重ねがあつてこそ進むものです。

諸外国では、プラスチック製レジ袋の提供禁止はもはや一般的なものとなりつつありますが、一方で生分解性プラスチックなどの代替品への置き換えは、環境負荷を考慮して慎重に進められています。単なる代替素材への置き換えだけではなく、ごみの発生抑制のためには、私たちが慣れ親しんできた使い捨て文化からの脱却は不可欠です。「脱プラスチック」の世界的な流れは、社会・経済システムの急激な変革をもたらしており、躊躇している余裕はありません。

■ 未来を担う子供たちのために（私たちの願い）

私たちはこれまで、官民一体となって清掃活動に取り組むとともに、海ごみサミットや川ごみサミットの開催などを通じて、世界的な課題となっているプラスチックごみの発生抑制に向けた取り組みを進めてきました。

幸い、報道機関や亀岡市の調査においても、市民の大半はレジ袋禁止条例をはじめとしたプラスチックごみゼロをめざす取り組みを支持していることが明らかになっています。そしてまた亀岡市内では、多くの子供たちが熱心にプラスチックごみ問題を学び、私達大人に対しても素晴らしい提案をしています。未来を担う子供たちに素晴らしい環境を守り伝えるとともに、子供たちに恥ずかしくない取り組みを今こそ大人が行動で示す時ではないでしょうか。

つきましては、これまで亀岡市が取り組んできた美化推進のまちづくりを一層推進し、プラスチックごみゼロのまちを実現するための第一歩として、「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定および確実な施行をお願いします。

なお、現在審議中の条例（案）が実りあるものとなるよう、私たち市民は行政機関や事業者と緊密に協力して、以下の取り組みを進めます。

1. エコバッグ持参率100%の実現

私たちは、エコバッグ持参率100%を実現し、保津川やその支川におけるごみの中でも特に多いプラスチック製レジ袋がゼロとなることを目指すとともに、引き続きその他の使い捨てプラスチックの削減を推進します。

2. 事業者の取り組みへの理解

私たちは、プラスチック製レジ袋の提供禁止や生分解性の袋が有料化されることを理解し、事業者とともに使い捨てプラスチックの削減の第一歩となるプラスチック製レジ袋の削減に取り組めます。また、積極的に取り組む事業者を規模の大小を問わず応援します。

3. 使い捨てプラスチック削減への積極的な市民参加の実現

本条例は、環境先進都市としての取り組みの重要な第一歩であり、今後、どのようにしてプラスチックごみゼロのまちづくりを実現していくのか、市民、事業者、行政が一体となった議論をさらに深め、市民の参加意識を一層高めていきます。

4. 市民の満足度の向上

ごみの発生抑制を進めるとともに、再資源化率を国内トップレベルの水準まで高め、それにより生じる収益を市民的な議論を通じて地域に還元することで、「この町に住んで良かった」と感じられるよう、市民の満足度の向上を図ります。

5. 積極的な情報発信

全国初となるプラスチック製レジ袋の禁止は、国内外の大きな注目を集めています。条例案の審議、採決および施行に関して、行政機関だけではなく市民も積極的な情報発信を行うことで、同様の取り組みをめざす国内外の自治体のモデルとなることをめざします。

呼びかけ：環境先進都市・亀岡の実現をめざすネットワーク

(亀岡市および保津川(桂川)流域)

株式会社アオキカネワークス

天若湖アートプロジェクト実行委員会

特定非営利活動法人 ecotone

宗教法人「大本」・人類愛善会

かたもとオーガニックファーム

桂川クラブ

桂川流域クリーンネットワーク

桂坂野鳥遊園子ども自然観察会

cafe nouka

特定非営利活動法人亀岡 人と自然のネットワーク

亀岡・山モノガタリ

川と海つながり共創プロジェクト

特定非営利活動法人環境市民

京都サイクリング協会

京都ペレット町家ヒノコ

京都ほづ藍工房株式会社

株式会社喜楽季来(きらきら)

くらしごと labo

志講 有志一同

一般社団法人地域価値創造研究所

年谷川環境美化推進委員会

西川左岸ふれあいの会

特定非営利活動法人ふるさと保津

特定非営利活動法人プロジェクト保津川

保津川漁業協同組合

保津川こなこな研究所

ほづがわチャリティ・ファンラン実行委員会

一般社団法人保津川トライアスロン倶楽部

保津川遊船企業組合

保津川ラフティング協議会

特定非営利活動法人みんなのネットワーク

(全国)

国際環境 NGO グリーンピースジャパン

さがみはら環境問題研究会

全国川ごみネットワーク

奈良エコライフ研究会

特定非営利活動法人プラスチックフリージャパン

※2020年3月5日時点までの賛同団体として



安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情

1 陳情の要旨

政府の自粛要請により、日本中の中小零細企業が倒産の危機に瀕している現状に際し、全ての企業を破綻の危機から救い、日本経済の再生を図るため、早急に、安藤裕衆議院議員の提言を実行するよう国に意見書を提出するよう求める。

2 陳情の理由

下記に示す安藤提言が早急に実行されなければ、日本中の中小零細企業が倒産に追い込まれる可能性がある。

<安藤提言の概要>

- (1) 100兆円規模の補正予算、財源は国債。PB黒字化目標は延期
- (2) 被雇用者に対しては十分な休業補償。事業者には100%粗利補償
- (3) 消費税ゼロ

上記のとおり、陳情を提出します。

令和2年5月22日

亀岡市議会議長
齊藤 一義 様

陳情者
住所

栃木県守都町川田町1084-10
マンション・ホビズレーレ101

氏名

及川裕之



記者席

認定農業者等が農業委員の過半数を占めることを要しない要件

- ◆ 農業委員定数 19 人（任期：H29.7/20～R2.7/19） ※任期 3 年
- ◆ 令和 2 年 6 月議会に提案予定（6 月議会最終日の 6/26）
 - （1） 農業委員任命議案 19 件（人事議案）
 - （2） 認定農業者等が農業委員の過半数を占めることを要しない場合の同意議案

原則（農業委員会法第 8 条第 5 項）

認定農業者が農業委員の過半数を占めること。



☞ 亀岡市では、過半数を占めない

① 農業委員の定数 19 人 > 農業委員候補者のうち、市内認定農業者数 8 人

例外（農業委員会法第 8 条第 5 項）

区域内の認定農業者が、委員の定数の 8 倍を下回る場合には、以下 **A** のとおりでよい。



☞ 亀岡市では、8 倍を下回り、例外要件を満たしている

② 農業委員の定数 19 人 × 8 = 152 人 > 市内認定農業者数 111 人

A 委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者（＝準ずる者）とすることについて、市町村議会の同意を得ることが必要となる。

（準ずる者：認定農業者 O B、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員 等）



☞ 今回の農業委員候補者の状況

③ 農業委員の定数 19 人 うち市内認定農業者数（準ずる者含む） 11 人

議案

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないことに関する「同意議案」が提出される

要するに・・・

法律では、農業委員の半数以上は認定農業者とされている

半数を下回る場合、

半数以上は認定農業者に準ずる者でもよい、

この場合、議会の同意が必要 → 議案

※前回は、人事議案に付随するものとして、委員会付託省略

議会基本条例の検証及び見直しについて

亀岡市議会基本条例

第8章 最高規範性及び検証等

(条例の検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (平26条例28・全改)

亀岡市議会基本条例運用基準

17 条例の検証及び見直し

条例第24条の規定による定期的な検証の機会は、2年ごとに設けることとし、一般選挙を経た任期開始から概ねその任期中間年及び最終年に、議会運営委員会において行うものとする。

1 検証・見直しの方法等について

(1) 実施主体・実施期間

議会運営委員会・令和2年6月～令和2年12月

(2) 検証の方法・進め方

①検証は、条項ごとに関連する具体的方策(取組事項)、現状の課題等を確認したうえで、次の3段階により、各条項の目的達成状況を評価する。

[A達成(概ね8割以上)・B一部達成(5割程度)・C未達成(3割以下)]

※評価になじまない章・項目は評価対象外とする。

なお、適切かつ効率的な検証に資するよう、事前に各会派(会派に属さない議員含む)及び事務局により各条項に関する課題等の抽出を行い、それらの意見を踏まえた中で検証(評価)を行う。

②評価結果がB・Cとなった条項に関しては、次の区分により今後の方向性を検討する。

[継続して取り組む・新たな取り組みを検討・条項を改正する・その他]

(3) 条例の見直し・新たな取り組みの検討について

①上記(2)②により、条例改正の必要があると判断された場合は、改正案の検討を行い、令和2年12月定例会までに条例改正を提案する。

②新たな取り組みを検討する必要があると判断された場合は、検討項目として、その検討を行う。

③会議規則等関係例規、運用基準及び申合わせ等の整理を行う。

2 スケジュール（素案）

時期	内容
定例会 招集告示日 (6/1)	○実施主体・検証方法・今後の進め方について協議 ○検証項目一覧の配付・各会派（会派に属さない議員含む）に課題事項等の抽出依頼 <u>（6/26までに提出）</u>
6月議会 一般質問 (6/16)	○課題事項等の抽出状況、今後のスケジュール等の確認 （次回以降の開催日決定）
6月議会 最終日 (6/26)	○各会派（会派に属さない議員含む）から課題事項等の提出、整理
6月下旬	○検証項目一覧に基づき評価 ・第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条） ・第4章 議会と市長等の関係（第8条―第10条の3） ・第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）
7月	○検証項目一覧に基づき評価 ・第6章 議会の運営（第13条―第18条） ・第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第19条―第22条） ・第8章 最高規範性と見直し手続（第23条・第24条）
8月	○検証結果に基づき評価 ・第1章 総則（第1条・第2条） ・第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条） ○条例改正・今後の方向性の検討
9月議会	○検証結果一覧の確認 （全議員に配付、会派の意見集約）
10月	○条例改正・今後の方向性の検討 ○関係例規、運用基準等の整理
11月	○条例改正・今後の方向性の検討 ○関係例規、運用基準等の整理
12月議会	○条例改正案骨子の確認 ○発議者・提案理由説明の協議 [本会議] 議案提案・提案理由説明・議案採決

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性			
第1章	目的	第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。(H30一部改正)	*各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、各会派で検討したうえで、このシートに記載し、6月議会最終日まで提出をお願いします。	*議会で取り組んできた具体的方策等を勘案し、会派において、評価を実施してください。	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	*この欄は記入いただく必要はありません。議会運営委員会全体で検討いただく予定です。			
	総則	第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。							
第2章	議会及び議員の活動原則	第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。 (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。 (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。 (4) 市政への市民参加を推進すること。 (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。	第1章(目的)・第2章(活動原則)に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			
		第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。 (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。(H30一部改正)							
		第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。					【運用基準2】会派の役割を明確化	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第3章 市民と議会の関係	市民参加及び市民との連携	第6条	<p>議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。</p> <p>2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。</p>	<p>【運用基準2の2】政策研究会の要件等、調査活動形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策研究会を基本条例に規定(H28) H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) ・H27:5名(農林観光政策) (※第14条の3にも記載) 		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>議会は、会議を原則公開とする。</p>	<p>【運用基準3】公式な会議の全てを公開対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会傍聴を許可制から届出制に改正(委員会条例) 		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p>	<p>【運用基準3】傍聴者への資料提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議のライブ中継・録画配信(H21.12~) ・議会報告会の開催(※第7条にも記載) ・土曜議会開催(H22.3・H24.3代表、H25.3個人) ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開(H23.9~) ・議会だよりの充実(H24.4~16P改編) ・一般質問通告の具体化(H24.6~) ・予算・決算審査の録画配信(H25.9~) ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信(H26.4~) ・傍聴規則の改正(H27.1)→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施(H27) ・議会バックボードの作成(H27) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29) (※第16条にも記載) 		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度の活用 H25:4回(常任委員会・決算特別) H26:4回(常任委員会・議運・決算特別) H28:1回(常任委員会) H30:1回(常任委員会) 		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。</p>	<p>【運用基準4】会議における請願者等の意見陳述機会を制度化(手続きを規定)</p> <p>H27:5回、H28:2回、H29:5回、H30:7回、R1:6回</p>		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		<p>5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会(わがまちトーク、委員会の意見交換会)等の開催(第7条に記載) ・議員団研修の公開 ・議場の多目的活用(亀岡祭くじ取り式等) ・定数、報酬のパブコメ実施等(H26) ・子ども議会、高校生議会、中学生議会を実施(H27、H28、H30) 		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第4章	議会と市長等の関係	議会報告会等 第7条	<p>議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。(H30一部改正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会後に議会報告会を開催(H22.11～H25.11) 各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催(H25.5～H28.2) 3月、9月定例会後に議会報告会を開催(H28.4～H29.10) ※議会報告会を「毎年開催するものとする」を「行うものとする」に改正(H30) 		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p>	<p>【運用基準5】意見交換会の実施フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の意見交換会の開催 H27:2回(NPO子育てネットワーク、観光協会) H28:1回(商店街連盟) H29:2回(体験型子ども食堂、商工業団体) H30:2回(京都府2回) R1:4回(タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府) わがまちトーク(テーマ別)の開催 H27:1回(NPO団体) わがまちトーク(自治会版)の開催 H28:5回、H29:4回、H30:7回、R1:回 わがまちトーク(各種団体版)の開催 H29:1回(成人式実行委員会) 		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第4章	議会と市長等の関係	第8条	<p>議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p>				
			<p>(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質問通告書様式変更(具体化)(H24.6～) 一問一答制の導入(個人質問) 		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。</p>	<p>【運用基準6】反問権の拡大(制限の撤廃)により、目的・手続きを明確化</p>		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p>			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		<p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準7】予算、決算審査時の説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算「一般会計当初予算案施策の概要」 決算「主要施策報告書」 	<ul style="list-style-type: none"> 予算審査時の提出資料等について検討 決算事務事業評価の手法を検討(R1) 	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
関係	政策執行に対する評価	第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。(H30一部改正)	【運用基準8】事務事業評価を発展して対応		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	文書による質問	第10条の2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	【運用基準10】文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正(H30) H24:2回、H25:2回、H26:1回、H27:1回、H28:1回		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	決議等への対応	第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。	【運用基準11】決議(附帯決議)・請願への対応義務付け(条例改正で追加) H28:1回(請願:私立幼稚園就園補助金) H30:1回(附帯決議:一般会計決算) R1:1回(附帯決議:一般会計決算) R2:2回(附帯決議:一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例)		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第5章 議会の機能の強化	96・2 議決事項	第11条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準9】議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加(H22) →総合計画の基本構想及び基本計画(H28特別委員会設置による審査を実施)		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	調査機関の設置	第12条 1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	【運用基準12】調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	定例会の回数及び会期	第13条 1 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入(H30)		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第6章	議員間の自由討議	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。	【運用基準13】委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化(H28)		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	政策研究会 H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) 環境厚生常任委員会 H29(子どもの貧困について政策提言) 総務文教常任委員会、産業建設常任委員会 R2(新型コロナ対策について政策提言)		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	委員会の活動	第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	広報広聴の充実	第16条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準14】広報広聴を所管する組織の設置等 ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・無料アプリ「マチイロ」(i広報紙)の運用開始(H28～) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～)		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議員研修の充実	第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準15】議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議会事務局	第18条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。			<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。			<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議員の政治倫理	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定(H20.3)		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。				

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討(H26)→定数2人削減		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討(H26)→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活(H28) ・期末手当の減額(R2)		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員報酬は、別に条例で定める。					
	政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。	・政務活動費運用基準に沿った運用		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。				
3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。			【運用基準16】政務活動費収支報告書の公開		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外		
第8章 最高規範性 最高規範性及び検証等	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。	【運用基準17】任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回:H30.6~12(任期中間年に実施))	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	条例の検証及び見直し	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外